

インフルエンザ予防接種について

インフルエンザの症状は、高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水も見られます。普通の風邪に比べ全身症状が強く、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのも特徴です。

インフルエンザ予防接種を行うと、症状の重症化を抑えることができます。

主な副反応は、接種部位の腫れや痛みで、他の予防接種と同じです。万が一、重い副反応が起きてしまった場合は、枝幸町予防接種事故災害補償や健康被害救済制度があります。

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザは症状が類似しており、判別が難しいとされています。また、同時に感染することによる合併症の報告もあります。同時期の感染を予防するためにも、ぜひインフルエンザの予防接種を受けましょう。**新型コロナウイルスワクチン前後に日数をあけることなく、インフルエンザ予防接種は接種可能です。**

特に65歳以上の高齢者、基礎疾患をお持ちの方、妊婦、乳幼児から小学校低学年までの方は重症化のリスクが高いため予防接種を受けることが強く勧められています。

予約開始は

小児科：10月 2日（月）

※10月6日までは電話予約のみです。

その他：10月10日（火）からです。

◆町内でインフルエンザ予防接種ができる医療機関

◎枝幸町国保病院 (☎62-2111)	完全予約制	★電話予約受付時間：月曜日～金曜日（15:30～17:00）
------------------------	--------------	--------------------------------

※感染予防対策は十分に講じたうえで実施しますが、予約及び接種時は混雑が予想され長時間お待ちいただくことがあります。ご了承ください。

※ワクチンの供給が不安定になった場合、予告なく予約受付を終了することがあります。ご了承ください。

※接種時にはマスクの着用など感染予防対策へのご協力をお願いいたします。

※予約時に予診票をお渡ししますので、事前に記入してお持ちください。

*インフルエンザ予防接種期間中は小児科の診療時間に変更になります。小児科受診の際はお問い合わせ頂くか、枝幸町国保病院ホームページでご確認ください。

◆予防接種の接種回数

- ・13歳未満：2回（4週間隔）
- ・13歳以上：原則1回

※0歳児は、医師の説明を受けたうえで保護者の判断により接種を受けてください。

◆枝幸町国保病院のインフルエンザ予防接種費用

《1回目》 3,600円

《2回目》 2,550円（13歳未満のみ）

※1回目の接種を町外の医療機関で受けて、2回目を町内の医療機関で受ける場合、2回目の接種料金は3,600円になります。

◆発熱症状が出た場合の対応について

インフルエンザと新型コロナウイルスは症状が類似しており、判別が難しいです。

発熱症状がある場合はすぐ病院に受診するのではなく、まず電話で相談いただき、指示に従ってください。

【枝幸町国保病院 発熱外来（※完全予約制）】

- 電話受付時間：一般 月曜日～金曜日 午前8時30分～午前12時00分（土日祝日除く）
小児科 月曜日～金曜日 午前8時30分～午前10時00分（土日祝日除く）

■電話番号：0163-62-2111



予防接種費用の助成について

枝幸町では、インフルエンザ予防接種費用の一部または全額を助成します。

◆助成対象者および自己負担額

対象者	①住民税 非課税世帯の方	②生活保護 受給者の方	③就学前の お子さん	④中学生以下 の方	⑤65歳以上 で国保に加入の方	⑥後期高齢者 医療制度 に加入の方
自己負担額	0円 (助成額：1回あたり3,600円まで)			<1回目> 2,000円 <2回目> 950円 (助成額：1回あたり 1,600円)	2,000円 (助成額：1,600円)	

※③～⑥の方で、「①住民税非課税世帯の方」や「②生活保護受給者」にも該当する場合はそちらが適用になります。

※各医療保険から交付を受けている「減額認定証」をお持ちの方は、「①住民税非課税世帯の方」に該当します。

◆受診時の持ち物

保険証、診察券、予防接種費用(④～⑥の方)

※③の方は母子健康手帳も忘れず持参してください。



忘れない
でね!

①～③の方は、医療機関に持参するもので準備が必要なものがあります!

	準備するもの	申請・受け取り窓口
①住民税非課税世帯の方	インフルエンザ予防接種 非課税証明書(無料)	役場税務課 歌登支所総務住民係
②生活保護受給者の方	診療依頼書 (インフルエンザ予防接種用)	役場保健福祉課 歌登支所総務住民係
③就学前のお子さん	予防接種無料クーポン券	役場保健福祉課



接種時に忘れると自己負担が発生します!!
忘れずにお持ちください!

◆町外の医療機関で接種する場合

インフルエンザ予防接種費用の全額を一旦医療機関に支払い、右記の必要書類を用意して役場窓口で申請してください。

助成額を振込先口座に償還払いします。

★ただし、「③就学前のお子さん」は町外で受けた場合、全額助成とはならず「④中学生以下の方」の制度の対象となり一回当たり1,600円までの助成となりますので、ご注意ください。



◎償還払い時に必要な書類

- 1) 助成申請書
- 2) 予防接種の領収書(原本)
(領収書に予防接種の実施が確認できる記載がない場合、「予防接種済証」などの書類も併せて添付)
※領収書の原本は、お返しできません。
ご了承ください。
- 3) 助成金の振込先口座がわかるもの
- 4) 【①住民税非課税世帯の方のみ】
インフルエンザ予防接種非課税証明書
- 5) 【②生活保護受給者の方のみ】
診療依頼書(インフルエンザ予防接種用)

◆お問い合わせ先

①住民税非課税世帯の方、②生活保護受給者の方、③就学前のお子さん、⑥後期高齢者医療制度に加入の方

保健福祉課保健予防係(☎62-4658) 歌登支所総務住民係(☎68-2111)

④中学生以下の方

町民課子育て支援係(☎62-1237) 歌登支所総務住民係(☎68-2111)

⑤65歳以上で国保に加入の方

保健福祉課国保医療係(☎62-1337) 歌登支所総務住民係(☎68-2111)